

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 14 回定例委員会				
日時	平成20年 7月25日 自 14時59分 至 16時43分				
場所	苫小牧市役所第2庁舎 2階会議室				
出席委員	委員長 吉本 俊憲 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 山田 真久				
欠席委員					
会議録署名委員	佐藤 郁子 委員				
会議録作成職員	総務課総務係主事 平田 拓也				
事務局職員	学校教育部長 澤田石綱 紀 スポーツ生涯学習部長 今田 和史 学校教育部次長 福田 小夜子 スポーツ生涯学習部次長 小野寺 徹 示 指導室長 村上 廣行 学校教育課長 柴崎 誠 総務課副主幹 池渕 雅宏 総務課総務係主事 平田 拓也				
会議案件	別紙のとおり				
会議の経過概要	別紙のとおり				

1 委員会開会の宣言（吉本委員長） …14時59分

2 会議録署名委員の指名（佐藤郁子委員）

3 報 告（教 育 長）

・夏らしくない涼しい日々が続いていたが、今日はようやくさわやかな青空に恵まれた。すでに中学校は23日に、小学校も今日一学期の終業式を迎えた。この間、修学旅行や運動会などの行事があり、様々な行事を通して新一年生もすっかり環境に慣れ成成長できたと思う。

・特に本市では、4月に豊川小・錦岡小・泉野小・啓明中に特別支援学級が開級。5月には子ども宇宙サミットの開催。6月には教育委員会の第2庁舎移転。7月には子どもを守り心を育てる強調月間集会の開催、さらに光洋中学校が改築され引越しの作業が始まることなどたくさんの話題があった。また、間もなく15番目となる青翔中学校の新築工事が始まる予定であり、教育環境整備も進行しているところである。

・こうした中、あまりよくない話題も全国各地で起きている。例えば、相変わらず偽装や安全が疑われる食の問題。大地震により倒壊不安が広がった学校の耐震化の遅れ。学校裏サイトによるいじめなどの誹謗中傷。硫化水素による自殺の流行。市民を巻き込む無差別殺人。加えて教育界では、道教委・札幌市で明らかとなった教員採用面接試験の事前資料の漏洩。大分県教委の管理職昇任と教員採用をめぐる贈収賄事件。相次ぐ女子高校生殺害事件。校舎天窓からの児童落下事故。そして信用失墜行為である教職員のセクハラ・わいせつ事件など。このことは、すでに報道されているとおり、本市においても明倫中学校公務補が北海道迷惑防止条例（わいせつ行為）違反により、逮捕されるという事件が起きている。この経過及び対策、そして厳正な処分については、教育委員会として後ほど協議課題として意見をいただく予定だが、いずれにせよ生徒や保護者、さらに市民の信頼を裏切る誠に遺憾な事件であり、心からお詫び申し上げたい。

・先に委員会で協議し道教委に内申した中学校教師による体罰事故については、23日に道教委で戒告処分とすることが決まったことから、今朝、処分辞令を本人に渡し説諭した。

・12日には、20回目となる「子どもを守り心を育てる強調月間」の街頭啓発集会が若草中央公園にて、大勢の関係団体や町内会安全ボランティアなどの市民、教職員、児童会、生徒会の代表が参加し盛大に開催された。年々、市民運動として輪が広がり関心も高まっており、参加者は昨年より100名近く増え約900人と集計されている。もともとは地域ぐるみで子どもを守り、安心安全な環境を作るという市民運動であるが、最近は子どもたち自身も参加し、各学校の挨拶運動やいじめの撲滅、命の大切さを考える活動などの取り組みを紹介しあい、確かな実践に結び付いた活動として広がっている。市教委としても、校区連を積極的に機能させ、学校と地域・PTAの連携を支援していきたいと考えている。

・菱中建設様、日本野鳥の会様、苦小牧地区自動車整備協会様から教育に対する各種の寄付があった。

・道教委主催の高校適正配置計画説明会が開かれ、この中で追分高校の1間口減が提案されている。道教委は3年間を1年ずつローリングして、配置計画を出している。平成22年度は、苦小牧南高校の普通科単位制導入、追分高校普通科の間口減が控えているが、管内の中学卒業生が145人減少し、うち111人が本市分である。23年度は逆に28人増加するため、間口の変更の予定はない。ところが、24年度には14人減少、25年度以降も引き続き減少する。このため道教委では、24年度の対策は来年の発表ではあるが、1~2学級相当の間口減の考え方を持っているとのことである。27年度には増加に転じるため、2間口減らすのか1間口のみとするのか微妙なところではある。24年度は、まだ影響が少ないと思われるが、25年度若しくは26年度には1~2間口の減が予想される。その時に追分・穂別・厚真など1学級になっている学校の問題、さらには、私立高校から要望がある苦小牧市内の公立学校を減らしてほしいという問題がある。当面、すぐに対応が必要な状態ではないが、予

断を許さない状態である。

- ・最後に、本日は午後から、泉野小の留守家庭児童会・日新児童館を視察して意見を
いただいた。引き続いての会議で疲れているかと思うが、よろしくお願ひしたい。

(佐藤守委員) 児童の校舎からの転落事故に関して、市内の小中学校の点検を行った
と思うが、結果はどうだったのか。

(学校教育部長) 市内の小中学校において、事故のあった学校のように天窓を設置して
いる学校はない。それ以外の部分について、各施設の安全性の確認を
行っているが、当面事故が起こるような危険な問題はないと報告を受
けている。

4 議案審議

議案第1号 教職員の処分内申について

(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

5 協議

協議第一号 学校公務補の逮捕について

(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

協議第二号 中学校の部活動について

(佐藤守委員)

- ・各学校のPTAや子どもたちから、希望するスポーツや文化活動などの部活動が制
限されている現状があると聞いている。本市における部活動の運営方法や考え方につ
いて伺いたい。

(指導室長)

・まず、中学校の部活動の現状についてだが、現在の中学校学習指導要領では、部活動については特段示されていないことから、部活動は学校の教育活動であることを示す法的根拠はない。従って、顧問の教員が指導したとしても、法的には校長の命令に基づく勤務ではなく、教員個人が自主的に行っている業務とされてしまう。土日に部活動指導しても代休は認められず、教育委員会が認めたものではない対外試合や発表会などを引率しても交通費は支給されない。また、土日に部活動の指導を1日4時間以上指導した場合に限り、1日千二百円の指導手当が支給されている。ただし、開校記念日や振替休業日等の平日の休業日における活動の指導手当は支給されない。しかし、昨今、部活動における事故などで、教員の監督責任が大変大きく問われるようになってきている。平成21年度からの中学校新学習指導要領では、総則に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化・科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と謳われている。また、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体等との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと明記されている。このことにより、今後期待されることとして、①部活動自体に対する予算措置が適切に行われること ②休日に指導をすれば代休が認められるなどの待遇改善が図られること ③部活動を学校外の指導者や団体に委託することを推進することなどが考えられる。

次に、個別の質問に対して回答をする。

[質問1] 教員が部活動を指導している時間帯は、勤務時間かボランティアの時間か。

[回答] 現在の学習指導要領では、学校の教育活動という根拠がないために顧問の教員が指導したとしても法的には校長の命令に基づく勤務ではなく、教員個人が自主的に行っている業務とされる。従って、勤務により拘束される時間帯以外の活動は、いわゆる「ボランティアの時間」といえる。

[質問2] 教員の部活動担当者の決め方はどのように行われているか。また、部活動を引き受けない教員の対応については、どうになっているのか。

[回答] 現状においては、部活動の「教育活動」への位置付けが不透明であるものの、その教育効果が期待されるものであることから、一般的には全教職員共通の理解のもと、それぞれの教員が何らかの形で部活動に関わるような体制が図られている。具体的に言えば、技術的指導を行う教員や、生徒指導面でのサポート、大会運用面でのサポートなど、一つの種目に対して主となる教員一人に対して補助の教員を数名付けるという形が一般的である。いずれにしても、学校全体の活動として行うことになる。また、担当者については、校長や教頭が教職員に対して、部活動開設に対しての理解を求め、委嘱する形で行われているのが一般的である。

[質問3] 部活動を担当する教員が決まらないことで、廃部になることはあるのか。

[回答] 一般的に部活動の成立条件とは、①適正な活動に見合う人数がいること、②適正な活動を行うことができる施設設備があること、③顧問がいることの3つである。このことから、担当する教員がいなければ、部活動が成立せず廃部や休部になることも考えられるが、前述したように、全職員の共通理解で行われていることから、そのことだけで廃部にすることは、現実的に考えにくい。

[質問4] 部活動の顧問の教員が異動する際、学校の意向を尊重することはあるのか。また、部活動を担当する職員の実績は評価されるのか。

[回答] 部活動の指導は、特別な技能を有する教員が必要とされる場合もあることから、異動に際して学校の意向を尊重することもある。また、部活動指導の実績に対する評価は、例えば、全国大会に出場したからといって高い評価につながるということではなく、あくまで教師の力の一つとして向上しているという二次的な側面で捉える事ができる。

[質問5] 部活動中の怪我、事故の責任についてはどのようにになっているのか。

[回答] 管理監督において過失がある場合は、学校の責任が問われるが、不可抗力等による生徒の怪我は、あくまで個人の責任となる。また、部活動は法的には学校の管理外となるが、生徒の怪我等に対しては、スポーツ振興センターの給付が適用される。

[質問6] 各学校における部活動の設置基準はどのようにになっているのか。また、生徒が要望しても新しい部活動が開設されなかったケースはあるのか。

[回答] 部活動の設置基準は、各学校独自に学校や地域の実態に応じて決められている。一般的には、前述した3つの成立条件があり、生徒が要望しても一定の条件を満たすことが困難な状況であれば、開設されない場合もあるが、可能な限り、生徒や保護者の要望に応える形で対応している。

[質問7] 中体連と部活動の関係について

- ①今後、合同チームが増えていく場合の責任の所在はどこにあるのか。
- ②外部コーチの依頼基準や顧問の教員との関係、また、外部コーチの報酬の支払いについては、どうのようになっているのか。

[回答①] 複数校合同チームは、市町村教育委員会や学校の独自の取り組みではなく、全国中学校体育大会及び北海道中学校体育大会へ出場するために、少子化に伴う運動部活動参加生徒数の減少で単独チームによる大会参加が困難な学校に配慮し、少人数の運動部にも大会参加の機会を与えるという趣旨から、出場できない選手を救済する目的で、日本中学校体育連盟の規定に基づいて編成されている。つまり、中体連組織における大会参加及び運営のための「公的な救済措置」であるといえる。複数校合同チームの在り方等については、日本中体連や北海道中体連の調査研究部が現在、継続して検討している。こうしたことから、複数校合同チーム数の推移や学校の部活動における「部員不足」という問題については、生徒・保護者が様々な価値観により、個人の自由意思で「学校の部活動」か「地域等のスポーツクラブ」を選択することによって発生するものであり、今、学校に求められることは、指導者の確保

などの円滑な部活動運営を目指した体制整備である。従ってこの件について、学校に直接の「責任の所在」はないと考える。

[回答②] 中体連では、外部指導者の導入の趣旨は、現状の生徒数や指導教員の減少に対応するためであり、勝利至上主義的な考えに立った外部指導者の導入は図るべきではないと考えている。このことを踏まえて、校長は学校の実情に応じて、適任と認めた者と契約することとなっている。なお、外部コーチの任用に関わっては、北海道中体連が次のように定めている。

【外部指導者の条件】

- ・外部指導者とは、中学校の校長、教員以外の者とする。
- ・学校の教育活動をよく理解し、その点を校長が認めた成人とする。
- ・当該学校の教育活動の範囲内での指導が可能な者、若しくは日常の指導が定期的に充分に行える者とする。

【外部指導者の立場】

- ・部活動の運営においては、必ず当該学校の校長、教員を配置し、外部指導者が単独で運営することはできない。また、その責任者は当該学校の校長、教員とする。
- ・大会の引率や校地外での活動における引率は、あくまでも当該学校の校長、教員とし、外部指導者のみで行うことはできない。

【各中学校として考慮すべき事項】

- ・外部指導者の任期は原則1年とし、契約に関しては書面で行うことが望ましい。
- ・外部指導者に対する報酬については、当該学校で措置する。各学校では、部活動後援会等の会があり、そこから拠出している。
- ・外部指導者に対する安全対策としては、スポーツ傷害保険の加入を義務付ける。ただし、その費用については、当該学校又は本人の負担とする。
- ・以上のように、部活動は非常に線引きが難しく、また、少子化・教員の

平均年齢の上昇・業務の多忙化などから指導が負担になっていることも事実である。新指導要領では、「学校の教育活動の一環」であるとされたため、指導する教員の待遇改善も期待できることから、このことも含めて解決策を考えていくことが必要であると考える。

(佐藤守委員) 部活動の怪我に対する責任や待遇などを聞くと、かなり酷な状況であると感じる。当然、当該教員の家庭に対する負担感も大きい。新学習指導要領で改善されることもあると思うが、市教委でも何らかの形で応援していただきたい。

(教育長) 今の話にもあったように、部活動に対する見方が変わってきている。国の考え方としては、子どもと向き合う時間を多くしなさいということを言っているが、それは部活動ではなく、学級経営や授業改善を指している。従って、今盛んに言われているのは、学校を地域で支えるという考え方のもと、地域ボランティアを活用しようという考え方であり、その中に部活動も含まれている。ただし、それはあくまでボランティアであり、無報酬であるというものである。いずれにせよ、学校教育の一環であるという新指導要領の考え方を積極的に受け止めて対応していくことが必要である。

(鈴木委員) 親も子供が中学校に入学すると、部活動に対して非常に熱心になる。最近は、全中などというものがあるが、不要であると考えている。以前にも話したが、最近の中学生は体形が変わってきてはいるものの、成長期の時期であることに変わりはない。縦に伸びるのが止まったら横に伸び、また縦が伸びという繰り返しである。そのような時期に専門的なスポーツの負荷をかけるのが果たしてよいのかということが自分の持論である。高校に入ってからでも充分にスポーツは間に合うと考えている。高校に入ると身長が止まり、男性は男性らしい筋肉が付いた体になる。また、女性は女性らしい体系になり、それからスポーツを始めるというのが本来の考え方

であると思っている。ただ、中体連の全中の始まりは、非行少年などが増えてきたときに、非行に走らせないようにと創設されたと記憶している。

私が全日本のコーチ会議などに参加する際、常に問題になるのが、今の小学生に対してスポーツをどこまでを教えるのかということである。バーベルを持たせて良いのか、重力の負荷をかけて良いのか、腰・膝を悪くしてもよいのかという問題である。先ほども言ったように最近の中学生は体形が変わってきており、3年生ぐらいになると、大きな負荷をかけても持ち上げるような体格になってきている。しかし、骨が細い。ということは、その分筋肉がつかないということなので、もっと骨が発達して筋肉の量が増えた時にどんどんやっていけばよいということ。本市ではホッケーの例があるが、小学校から始めないと中学ではついていけないというスポーツになってきてしまっている。これが果たしてどうなのか。高校までは強いが、なぜ社会人になると諸外国に通用しなくなるのか。ここから掘り下げて考えていかなければ、今の中学校の部活動に対する正論は導き出せないと思う。余談になってしまったが、父母が部活動に熱心なのは確かである。学校でどこまで協力してくれるかということを父母が求めているので、佐藤守委員の質問につながったと思うが。

(吉本委員長) 中学校の部活動に関しては、昨今の生徒を取り巻く状況の変化また、生徒自身の健康維持の観点から考えていく必要があると考える。

6 その他

(1) 平成21年度から使用する小学校等の教科用図書採択について

(教育長)

・ 今年度は、来年度から使用する教科用図書の採択年度となっている。今回は、その採択に対する説明を行う。

(学校教育課長)

・ただいま教育長からお話しがあったように、今年度は平成21年度から使用する小学校用教科用図書の採択年度となっている。8月定例教育委員会にて採択の審議をお願いするが、本日は採択に係る経過等の資料を説明をする。まず、資料1について、これは平成16年度に採択した結果についての資料であり、採択結果欄に丸印があるものが採択された現在使用している教科用図書である。次に資料2は、計3回行われた平成16年度選定委員会の調査研究結果である。これは、16年度採択時に種目毎に設置した選定委員会が各発行者の教科書内容を調査研究した内容の結果報告になる。資料3は、平成21年度使用小学校用教科用図書採択についてであるが、ここにあるように平成21年度から使用する教科書については、新たに文科相の検定を受けた教科書はない。また、23年度からは新学習指導要領が実施され、それに合わせた教科書を使用することになる。従って、今年度採択する教科用図書については、21年度及び22年度の2年間の使用となる。学校から意見の集約を行った結果、意見等はなかった。また、6月20日から7月9日まで、市教育研究所及び市立中央図書館で教科書展示を行ったが、閲覧者からの意見はなかった。次に資料4の北海道教育委員会採択基準だが、本市はこの中の「市の教育委員会が単独で採択する場合」に該当することとなり、それに沿って採択することとなる。次に資料5であるが、これは平成21年度から使用する教科書について、来月の教育委員会で審議していただく際に使用する教科書の一覧表であり、現在、発行されている教科書の一覧と現在使用している教科書について丸印を付けてある。それぞれの教科書の内容等については、資料2の平成16年度調査研究資料をご参照いただきたい。本日は、その中から、現在使用している教科書を用意している。次に資料6であるが、これは特別支援学級に在籍する児童生徒で普通学級用教科書を使用することが適當ではない場合に使用する教科書の採択基準になる。最後に、資料7であるが、本市としてはこの参考資料に掲載されている図書のすべてを、資料6にある特別支援学級で使用する教科書については、文科省検定済み教科書の下学年用等を各学校に示し選択できるように考えている。

(教育長)

・今年は、特別支援学級の教科書も採択できる年であるが、それぞれ違った個性の障害を持つ子供たちに対して、同じ教科用図書は使用できない。このため、たくさんの種類から選ぶという方法が採られている。

(2) 指定管理者制度について

(スポーツ生涯学習部次長)

・5月22日の定例教育委員会において、文化交流センター、勤労青少年ホーム、川沿公園体育館における平成21年4月からの指定管理者制度導入に向けた条例改正案及び、ときわスポーツセンター、屋内ゲートボール場の指定管理者制度が平成20年3月末で満期になることに伴う、新たな指定管理者制度導入及び利用料金制度の導入に係る条例の改正案についてのご審議をいただいたところである。その後、議会に提案され、6月の定例市議会において議決に至った。これらの手続きと並行して当該3施設の指定管理者制度導入に向けた内部協議を進めていたが、その中で、文化交流センターについては、長生大学の安定的な運営及び指導者の確保。勤労青少年ホームについては、設置目的である職業相談、生活相談。また、川沿公園体育館については、体育主事として採用されている職員待遇。これらの問題が期限までに解決できないことから、平成21年度からの導入は断念せざるを得ない状況になった。しかし、財政健全化計画において示している内容なので、制度導入について内部協議を早急に整えていきたいと考えている。先般の委員会で、審議をいただいたところだが、このような状況になったことをご理解願いたい。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長）…16時43分